

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月6日

【報告者の名称】 株式会社芝浦電子

【報告者の所在地】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号

【電話番号】 (048)615-4000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 星ノ谷行秀

【縦覧に供する場所】 株式会社芝浦電子
(埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社芝浦電子をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付(以下「YAGEO公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としております。YAGEO公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、YAGEO公開買付けは、1934年米国証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びそれらに従って定められた規則の適用を受けず、YAGEO公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれるあらゆる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に従って作成されたものではありません。また、これらの財務情報は、米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、YAGEO Corporation(以下「YAGEO」といいます。)が設立した中間持株会社であるYAGEO Electronics Japan合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といい、YAGEO及びYAGEO Electronics Japanを含むYAGEOの子会社を総称してYAGEO、YAGEO Electronics Japan及びYAGEOの連結子会社を総称して「YAGEOグループ」といいます。)が米国外で設立された法人であることなどから、その取締役及び役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外に拠点を置く会社やその取締役及び役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外に拠点を置く会社又はその子会社に対する米国の裁判所の管轄が認められない場合があります。

(注10) YAGEO公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。YAGEO公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A条及び米国証券取引所法第21 E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。YAGEO Electronics Japan、当社又はその関連者(affiliate)は、明示的又は黙示的な「将来に関する記述」が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点でYAGEO Electronics Japanが有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、YAGEO Electronics Japan又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) YAGEO公開買付けの買付け等の期間(以下「YAGEO公開買付け期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って当社の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性、当社の従業員持株会が、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、当社の株式を買い付ける可能性及びYAGEO Electronics Japan及び当社のファイナンシャルアドバイザー並びに公開買付代理人がその通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で当社の株式を買い付ける可能性があり、YAGEO Electronics Japanは、かかる買取りや買付けを了解しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買取り又は買付けにつき開示がなされた場合、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか又はYAGEO Electronics Japan若しくは当社のホームページ上開示がなされます。
- (注13) YAGEO Electronics Japan又は当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14 e - 5条(b)の要件に従い、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定でYAGEO公開買付けの開始前、又はYAGEO公開買付け期間中にYAGEO公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和7年5月22日付で提出いたしました意見表明報告書(当社が令和7年6月18日付、令和7年6月26日付、令和7年7月2日付、令和7年7月16日付、令和7年8月4日付、令和7年8月19日付、令和7年8月22日付、令和7年8月26日付、令和7年8月28日付、令和7年9月4日付、令和7年9月17日付及び令和7年9月19日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) YAGEO公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(7) YAGEO Electronics Japanと自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(8) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) YAGEO公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

< 前略 >

また、当社は、2025年9月16日付で、YAGEO及びYAGEO Electronics Japan(以下YAGEO及びYAGEO Electronics Japanを総称して「YAGEOら」といいます。)との間で、YAGEO取引後の当社の事業運営方針等に関する合意書(以下「本YAGEO合意書」といいます。)を締結し、当社の企業価値の源泉となっている従業員、取引先等の各ステークホルダーとの関係を含めYAGEO取引によりシナジーが実現できる体制構築が可能であることを確認しました。本YAGEO合意書の内容につきましては、下記「(7) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項」をご参照ください。

< 中略 >

その後、YAGEO Electronics Japanは、当社が2025年9月16日に「YAGEO Electronics Japan合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更(賛同・応募推奨)についてのお知らせ」を公表し、2025年9月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したこと、及び 2025年9月16日付でYAGEOらと当社との間で本YAGEO合意書が締結されたことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長することとなったとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

また、当社は、2025年9月16日付で、YAGEO及びYAGEO Electronics Japan(以下YAGEO及びYAGEO Electronics Japanを総称して「YAGEOら」といいます。)との間で、YAGEO取引後の当社の事業運営方針等に関する合意書(以下「本YAGEO合意書」といいます。)を締結し、当社の企業価値の源泉となっている従業員、取引先等の各ステークホルダーとの関係を含めYAGEO取引によりシナジーが実現できる体制構築が可能であることを確認しました。本YAGEO合意書の内容につきましては、下記「(8) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項」をご参照ください。

< 中略 >

その後、YAGEO Electronics Japanは、当社が2025年9月16日に「YAGEO Electronics Japan合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更(賛同・応募推奨)についてのお知らせ」を公表し、2025年9月17日付で意見表明報告書の訂正報告書を提出したこと、及び 2025年9月16日付でYAGEOらと当社との間で本YAGEO合意書が締結されたことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年9月18日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月3日まで延長することとなったとのことです。

その後、YAGEO Electronics Japanが、2025年10月3日付で、日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「YAGEO応募契約(日星電気)」)を締結し、その所有する当社株式の全て(所有株式数：341,000株、所有割合：2.24%)についてYAGEO公開買付けに応募する旨を合意したこと、及び 2025年10月3日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びYAGEO公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株式の総数(2025年10月3日14時時点)が13,261,354株となり、YAGEO公開買付けにおける買付予定数の下限である7,623,200株に達したことを確認したことから、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴ってYAGEO公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年10月3日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月20日まで延長することとなったとのことです。なお、YAGEO応募契約(日星電気)の詳細につきましては、下記「(7) YAGEO Electronics Japanと自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。また、当該YAGEO公開買付期間の延長により、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書に記載のとおり(注1)、買付予定数の下限に達した旨を公表した日の翌営業日から起算して10営業日の期間がYAGEO公開買付期間として確保されることとなったとのことです。

(注1) YAGEO Electronics Japanは、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書において、YAGEO公開買付期間の末日までに応募株式の総数が7,623,200株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、YAGEO公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるようYAGEO公開買付期間を延長することを予定している旨を開示していたとのことです。これにより、YAGEO取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨(すなわち、YAGEO公開買付けが成立する見込みである旨)の公表をしてから10営業日はYAGEO公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずはYAGEO公開買付けに応募しないという形でYAGEO取引の是非に関する意思表示(反対)を示し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨の公表があった場合は当該公表日から10営業日の間にYAGEO公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、YAGEO取引の是非に関する意思表示(賛否)と、YAGEO公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図したものであるとのことです。

(訂正前)

(6) YAGEO公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO公開買付けの公正性を担保するための措置

< 後略 >

(7) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

< 後略 >

(訂正後)

(6) YAGEO公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO公開買付けの公正性を担保するための措置

< 後略 >

(7) YAGEO Electronics Japanと自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

YAGEO Electronics Japanは、日星電気との間で、2025年10月3日付で、YAGEO応募契約(日星電気)を締結し、その所有する当社株式の全て(所有株式数：341,000株、所有割合：2.24%)についてYAGEO公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、YAGEO応募契約(日星電気)においては、その他の条件は定めていないとのことです。

YAGEO応募契約(日星電気)を除いて、YAGEO Electronics Japanと日星電気との間でYAGEO取引に係る重要な合意は締結されておらず、YAGEO公開買付価格の支払いを除き、YAGEO公開買付けに際して、日星電気に付与される利益はないとのことです。

(8) その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

< 後略 >

以 上